

平成29年度第8回
東京都私立学校審議会（第770回）

平成29年12月18日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成29年度第 8 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち18名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 2 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

平成29年12月18日付、東京都知事名

記、1、岡野珠算学校の廃止認可について（目黒区）外 1 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 2 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号～議案第 3 号までにつきましては、部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号は、ディライト外語ビジネス専門学校の設置認可にかかわる計画承認でございます。本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の千葉委員

から、調査結果につきまして説明願います。

○千葉委員 それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、ディライト外語ビジネス専門学校の設置計画承認についてでございます。

平成29年12月8日に、三宅主査、東京都私学部及び福生市の担当職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、申請者である畢焜氏から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設設備などについては、図面で見える限り、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、教育内容の充実を図るための教員の確保に努めるとともに、社会のニーズに適応した教育の実践に取り組んでいただきたいこと。また、生徒の確保を適切かつ着実にを行い、継続的、安定的に学校が運営できるように努めること。

2つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営を行っていただきたいこと。なお、留学生の受け入れについては、都の専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針を踏まえて、適切な入学者選抜を行っていただきたいこと。また、計画内容に変更等が生じる場合は、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

3つ目は、校舎の建設に際し、近隣住民とのトラブルがないよう、地域との良好な関係を保っていただきたいこと。また、計画的な竣工に向け、着実な施工管理を行っていただき、校舎の完成時期が遅れることのないように留意されたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置計画の承認を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思っております。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、学校法人明進学園設立代表者、畢焜氏から申請がありました、ディライト外語ビジネス専門学校の設置計画承認でございます。

本案件は2段階審査をとりますので、このたびの諮問は1段階目の計画承認でございます。

なお、平成31年4月1日に学校法人明進学園を設立予定であり、法人の設立認可につきましては、2段階目の学校設置の認可と同時に行ってまいります。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、語学力と国際教養、商業実務能力の習得を目指す学校教育を行い、文化多様性への理解を深める教育を通して、グローバルな環境で活躍できる人材を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程・分野の名称及び位置は、要項2～4に記載のとおりです。

開設の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりです。

申請者は畢焜氏で、校長は荒川優子氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項9に記載のとおり、修業年限2年、入学定員80名のグローバルコミュニケーション学科を設置します。総定員は160名です。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11～14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

専修各種学校関係の案件でございます。

議案第2号及び議案第3号は、各種学校の廃止認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、岡野珠算学校の廃止認可についてご説明いたします。

岡野珠算学校は昭和28年6月11日に各種学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認

可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、設置者の死亡により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は岡野英也氏、校長も岡野英也氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、平成29年 9 月末をもって全員卒業または退学しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、平成29年 9 月末をもって退職しております。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者相続人において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者相続人において処置します。

備考欄には校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第 3 号、福生珠算学校の廃止認可についてご説明いたします。

福生珠算学校は、昭和29年 4 月19日に各種学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は山崎茂男氏で、校長も山崎茂男氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、平成29年 9 月末をもって全員卒業または退学しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、平成29年 9 月末をもって退職しております。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 2 号、第 3 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

す。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号及び議案第3号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、1月の開催日は、17日水曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

また来年もよいお年をお迎えください。ありがとうございました。

午後3時10分閉会